新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法

全日本学生剣道連盟　審判委員会

【特に試合者が事前に注意する事項】

①試合者は鍔競り合いを避ける。接触した瞬間の引き技及び体当たりからの技（発声を含む）を積極的に出す。鍔競り合いになった瞬間、技が出ない場合にはただちに積極的に分かれる。試合者は審判員の「分かれ」の宣告を待つのではなく試合者双方で分かれる努力をする。

②意図的な時間空費や防御姿勢（勝負の回避）による相手に接近するような行為は、規則第1条に則り反則を適用する。

③試合者は、分かれる場合は主審の「分かれ」の宣告、あるいは試合者双方で分かれる場合にかかわらず、剣先が完全に触れない位置まで互いに分かれる。

④分かれる場合は剣先を開いたり、下げて分かれない。

⑤分かれる場合は双方がバラバラに下がらない。例として日本剣道形の四本目（双方同じ気位で互いの刀身の鎬を削るようにして、自然に相中段となる）を意識して分かれると緊張感が途切れることなく試合が引き締まる。

⑥相互に分かれようとしている途中に技を出さない。この場合は技を出しても有効打突とはしない。一方が分かれようとしている場合に追い込んで打突した場合や分かれようと見せかけて打突する行為は反則を適用する場合がある。ただし相互に分かれようとしている場合に例えば先に赤が技を出す行為は不当であるが、白がその技に応じる行為は不当ではない。従って、白が赤の打突に応じて出した技（出ばな技も含む）は有効打突の要素・要件を満たしていれば、有効打突と認められる。この場合は赤の反則は適用しない。また分かれる途中に相手の竹刀を「叩いたり」「巻いたり」「逆交差」をしない。（審判員は状況や原因を踏まえた上で合議により判断する）

⑦マスクとシールドの着用

マスクは，口鼻を隠し，正しく装着する．

シールドに関しては，口を覆うものは必須とし，目を覆うものは自由とする．